

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」概要資料

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築する必要

(資料1-6)

- 海外における電子的支払手段（いわゆるステーブルコイン（注））の発行・流通の増加
(注) 利用者保護等に課題があるとの指摘

- 銀行等における取引モニタリング等の更なる実効性向上の必要性の高まり（注）
(注) 銀行界においてマネロン対応の共同化の動き

- 高額で価値の電子的な移転が可能な前払式支払手段の広がり

電子決済手段等への対応

電子決済手段等取引業等の創設

- 適切な**利用者保護**等を確保するとともに、分散台帳技術等を活用した**金融イノベーションに向けた取組み等を促進**
- 電子決済手段等の発行者（銀行・信託会社等）と利用者との間に立ち、**以下の行為を行う仲介者**について、登録制を導入
 - [対象行為] > 電子決済手段の売買・交換、管理、媒介等
> 銀行等を代理して預金債権等の増減を行う行為
 - [参入要件] 一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等
 - [規制内容] 利用者への情報提供、体制整備義務等
 - [監督] 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等

【資金決済法第2条、第62条の3～第62条の24等】
【銀行法第2条、第52条の60の3～第52条の60の35等（信用金庫・信用組合の関連法も同様に措置）】
- ※ 電子決済手段；不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの等
- ※ 電子決済手段に該当する一定の信託受益権について金融商品取引法の適用対象から除外し、発行者となる信託会社等について資金決済法等の規律を適用
【金融商品取引法第2条等】【資金決済法第37条の2等】
- ※ 預金債権の増減を行う電子決済等取扱業者について、預金保険機構による報告、資料の提出命令、立入検査等に関する規定を整備
【預金保険法第37条等】
- ※ 仲介者たる電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者について、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務等に関する規定を整備
【犯罪収益移転防止法第2条等】

銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応

為替取引分析業の創設

- 預金取扱金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、**以下の行為を共同化して実施する為替取引分析業者**について、**業務運営の質を確保**する観点から、許可制を導入 【資金決済法第2条、第63条の23～第63条の42等】
 - [対象行為] > 顧客の制裁対象者該当性の分析等（取引フィルタリング）
> 「疑わしい取引」該当性の分析等（取引モニタリング）
 - [参入要件] 一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等
 - [規制内容] 情報の適切な管理、体制整備義務等
 - [監督] 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等

高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

- **高額電子移転可能型前払式支払手段**の発行者について、不正利用の防止等を求める観点から、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務等に関する規定を整備
 - ※ 高額電子移転可能型前払式支払手段；電子情報処理組織を用いて高額の価値移転等を行うことができる第三者型前払式支払手段等
【資金決済法第3条、第11条の2等】
【犯罪収益移転防止法第2条等】

電子決済手段等への制度的対応

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」説明資料（※追記）

いわゆる法定通貨建てのステーブルコインの分類

1 **【デジタルマネー類似型】**
法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン=1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの（及びこれに準ずるもの）

2 **【暗号資産型】**
左記以外（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）

デジタルマネー（送金・決済の手段）として規律

暗号資産や金融商品として規律

1 **【デジタルマネー類似型】（=電子決済手段）等**

発行者

銀行・資金移動業者

（注1）デジタルマネー類似型（=電子決済手段）及び既存のデジタルマネー（預金・未達債務）の発行・償還は、為替取引に該当。現行制度では、銀行・資金移動業者が行うこととされている。

（注2）発行者に係る規制の在り方は引き続き検討。

今回の法的手当

信託会社

（注3）信託受益権を用いる仕組み。

【金融商品取引法第2条等】
【資金決済法第37条の2等】

※マネロン等対策を含め、発行者が自ら行うことは可能

銀行代理業者
電子決済等代行業者
金融サービス仲介業者

仲介者 **今回の法的手当**

電子決済手段等取引業者
+ 電子決済等取扱業者

※利用者保護やマネロン等対策の観点から必要な対応を行う

（注4）取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考。
（注5）マネロンリスクへの対応、発行者と仲介者の責任関係の明確化等を求める。【資金決済法第2条、第62条の3～第62条の24等】
【銀行法第2条、第52条の60の3～第52条の60の35等（信用金庫・信用組合の関連法も同様に措置）】
【預金保険法第37条等】 【犯罪収益移転防止法第2条等】

2 **【暗号資産型】**

発行者

—

（注1）即ち暗号資産型の一部について、発行者に開示規制等を導入する規制案を公表。

（注2）利用実態や諸外国の動向も踏まえ、日本においても規制の在り方について引き続き検討。

仲介者

暗号資産交換業者

（注3）金融商品取引法が適用される場合もある。

利用者保護に係る規制内容 – 政令・内閣府令含む

- 電子決済手段等の仲介者である電子決済手段等取引業者に対して、利用者保護の観点から以下を規定

【利用者に対する情報提供義務】

（電子決済手段の内容に関する情報）

- ▶ 法定通貨ではないこと
- ▶ 発行者の商号又は名称及び概要
- ▶ 発行者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続 等

（取引に関する情報）

- ▶ 電子決済手段等取引業者の商号及び住所
- ▶ 利用者が支払うべき手数料等の額
- ▶ 不正な手段により利用者が発生した損失の補償その他の対応に関する方針
- ▶ 苦情処理及び紛争解決の内容
- ▶ 利用者の電子決済手段に係る管理の方法 等

【財産の分別管理】

- ▶ 信託会社等への信託により利用者の電子決済手段と自己の電子決済手段を分別して管理
- ▶ 原則、利用者から金銭を受け入れることは禁止。受け入れる場合は、当該金銭を信託会社等への金銭信託が必要

【システム・情報の安全管理】

- ▶ システムの安全管理を行うための措置を講じること
- ▶ 情報漏洩等の防止を図るための措置を講じること 等

※上記のほか、監督規定や、認定協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備。

※電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者、信用協同組合電子決済等取扱業者においても同等の規制を導入

<参考> 電子決済手段・預金等に係る規律（3 類型）

発行者

1. 銀行
(預金)

健全性
規制等

発行者
(銀行免許)

電子決済等
取扱業者
(銀行法)



2. 信託銀行/会社
(電子決済手段)

※預金で保全

信託による
分別管理

発行者
(兼営法認可/
信託会社免許)

電子決済手段等
取引業者
(資金決済法)

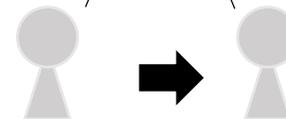


3. 資金移動業者
(未達債務/電子決済手段)

資産保全

発行者
(資金移動業登録)

電子決済手段等
取引業者
(資金決済法)



100万円上限

